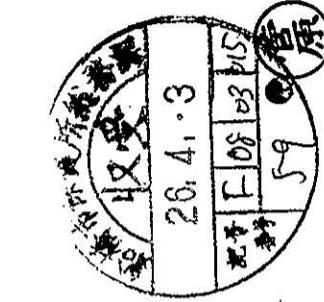


写

薬食発0331第3号  
平成26年3月31日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
各

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長



厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）については、本日公布されましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりです。御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

#### 第1 改正の趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条の規定及びこれに基づく薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）の規定において、薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされている。

また、その例外として、薬剤師は、医療を受ける者（以下「患者」という。）の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき調剤する場合は、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認し、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師（以下「処方医」という。）に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること（以下「疑義照会」という。）ができることとされている。今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏ま

2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第13条の3関係）

(1)これまで、法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規定していましたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めました。

(2)ここでいう「特殊の事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第13条の2に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の調剤の業務を行う以外に手段がないと処方医及び薬剤師が判断した場合である。

3 施行期日

改正省令は、平成26年4月1日から施行する。